

病床機能の分化・連携にかかる支援制度について

「病床機能再編支援事業補助金」と「病床機能分化推進基盤事業補助金」との関係

病床機能再編支援事業補助金

- ① 病床減少に伴う財政支援
病床減少した病院等に対し、減少した病床数に応じた支援
- ② 病院統合に伴う財政支援
 - (ア) 病床の減少を伴う病院等の統合を行う場合のコストに充当するための支援
関係病院全体へ交付し、配分は病院間で調整
重点支援区域については一層手厚く支援
 - (イ) 統合に伴って引き継がれる残債を、より長期の債務に借り換える際の利払い費の支援

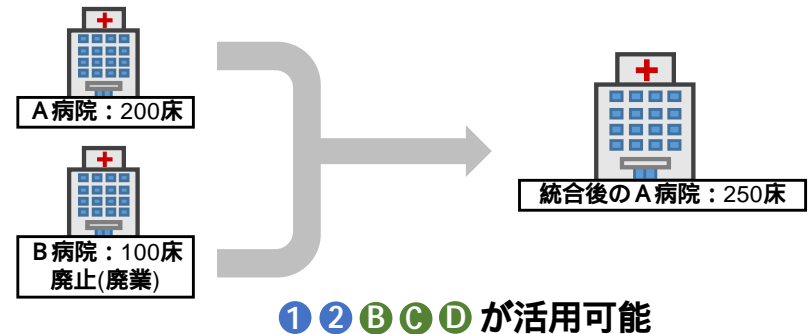
ともに対象3区分（高度急性期、急性期、慢性期）で稼働病床の10%以上減少することが条件

三重県病床機能分化推進基盤事業補助金

- A 過剰な機能の病床から不足する機能（回復期・慢性期）への転換に要する施設整備費用
- B 過剰な機能の病床削減（10床以上の削減が条件）に伴う病室等の用途変更に要する施設整備費用
- C 不要となる建物（病棟・病室等）の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失
- D 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額

施設の整備に係る費用が基本

複数医療機関の統合の活用事例



単独の医療機関の病床削減活用事例



病床の機能転換



病床機能再編支援事業（単独支援給付金）

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の減少を行う場合、減少病床に応じた給付金を支給する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者

なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は対象外。

支給要件

単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたもの。

病床機能再編を行う医療機関における**病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。**

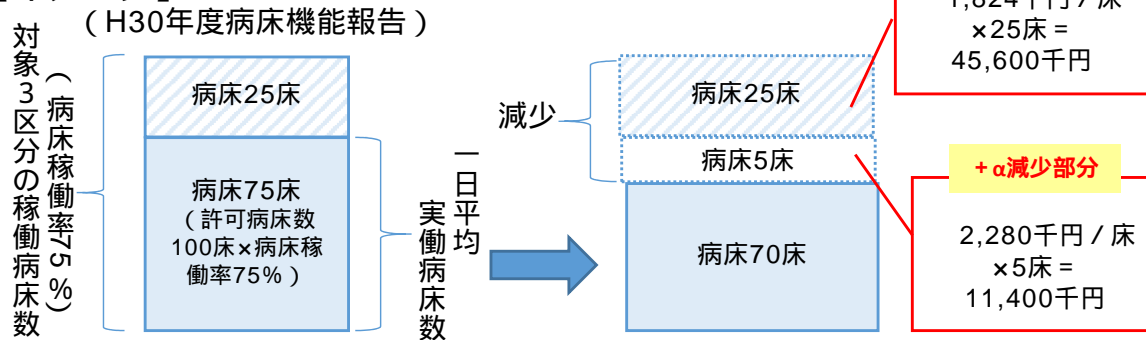
支給額の算定方法

平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少病床1床あたりの額を支給。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに稼働病床数に変更のあった場合は、**平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ないほうを基準とする。**

一日平均実働病床数以下まで減少する場合は、一日平均実働病床数以下の減少病床については2,280千円/床を交付。

上記及びの算定にあたっては、**回復期機能・介護医療院への転換病床数、過去に本給付金の支給対象となった病床数及び同一開設者の医療機関へ病床を融通した病床数を除く。**

【イメージ】



病床稼働率	減少する場合の1床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

補助金の算定の計算には休床分は含めない

(45,600千円) + (11,400千円) = 57,000千円の交付

病床機能再編支援事業（統合支援給付金）

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する医療機関に給付金を支給する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）の病床の減少を伴う統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」）の開設者であること。

支給要件

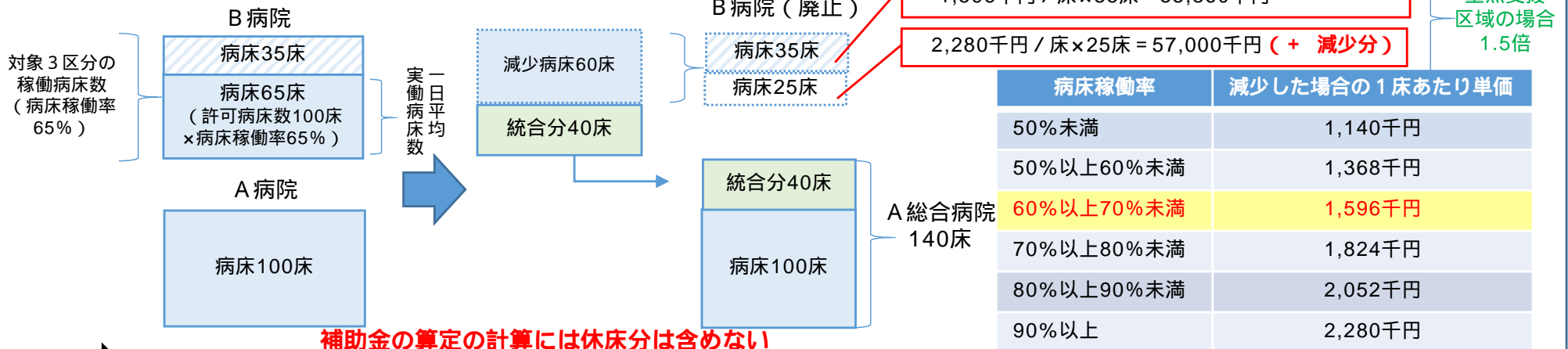
統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたもの。
 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）となること。
 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
 統合関係医療機関の対象3区分の**総病床数の10%以上減少すること。**

支給額の算定方法

統合関係医療機関ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の減少について、対象3区分の病床稼働率に応じ、減少病床1床あたり算出された額の合計額を支給。なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに稼働病床数に変更のあった場合は、平成30年度病床機能報告又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ないほうを基準とする。

一日平均実働病床数以下まで減少する場合は、一日平均実働病床数以下の減少病床については2,280千円/床を交付。
 上記及びの算定にあたっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能・介護医療院への転換病床数を除く。
 重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給。

【イメージ】（H30年度病床機能報告）



補助金の算定の計算には休床分は含めない

(55,860千円) + (57,000千円) = 112,860千円の交付

病床機能再編支援事業（債務整理支援給付金）

地域医療構想を実現するために必要な病院の統廃合において、廃止病院の未返済の債務を統合後に存続する病院が新たに融資を受けて返済する場合、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に給付金を支給する。

支給対象

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」）の開設者であること。

支給要件

地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること（「2. 統合支援給付金」による統合関係医療機関として認められていること）。

統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。

統合後、統合関係医療関係のうち1以上の医療機関が運営されていること。

統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。

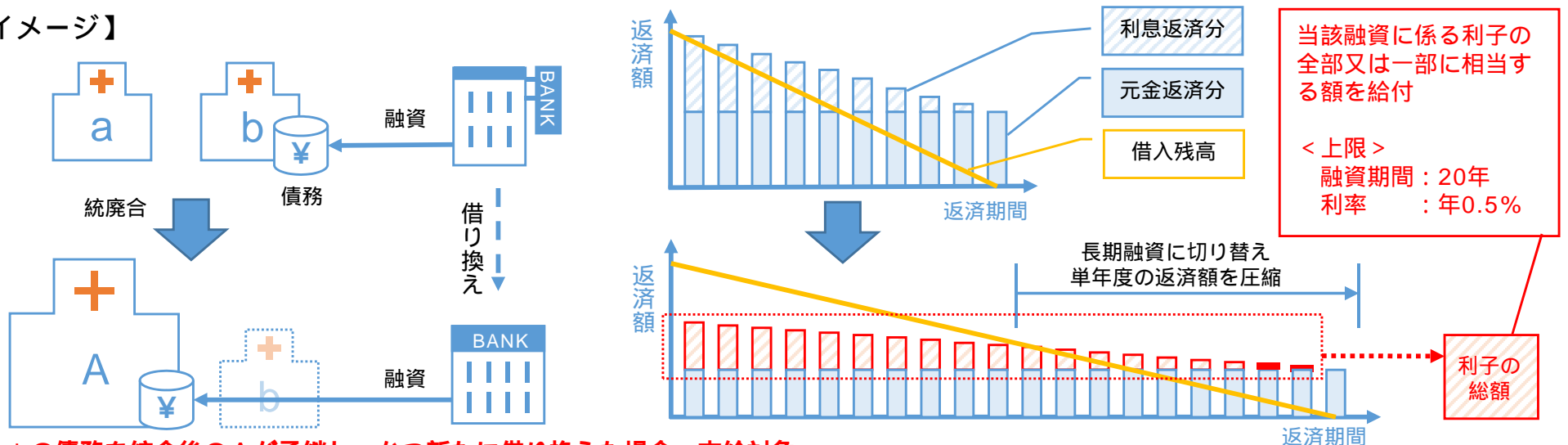
金融機関から取引停止処分を受けていないこと。

国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

支給額の算定方法

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定。

【イメージ】



bの債務を統合後のAが承継し、かつ新たに借り換えた場合、支給対象

三重県病床機能分化推進基盤整備事業補助金（地域医療介護総合確保基金活用事業）

病床の機能転換にかかる事業の補助

回復期機能転換補助

回復期機能が不足する区域において、過剰な機能からの転換を補助
病床機能の過不足は、直近の病床機能報告に定量的基準を適用した上で判断（以下、同じ）

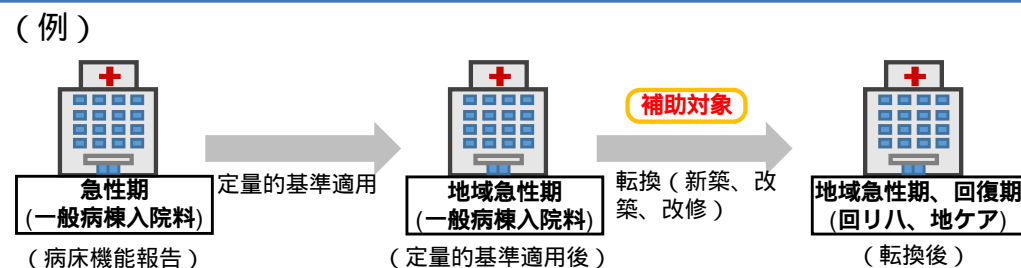
【基準額】 1床あたり3,747千円 【補助率】 2分の1



回復期機能充実補助

定量的基準により地域急性期とみなされた病棟（一般病棟入院料）について、地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟への転換を補助

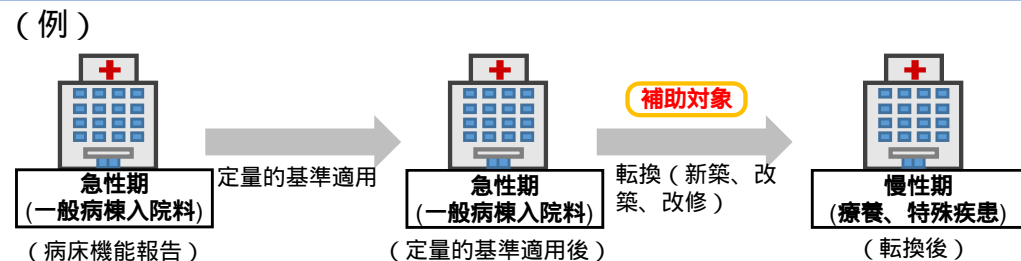
【基準額】 1床あたり3,747千円 【補助率】 2分の1



慢性期機能転換補助

慢性期機能が不足する区域において、過剰な機能からの転換を補助

【基準額】 1床あたり3,747千円 【補助率】 2分の1



病床規模の適正化にかかる事業の補助

建物の改修整備費補助

過剰な機能の病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途に変更するために必要な改修費用を補助
なお、削減する病床の2分の1以上を感染症等の非常時に使用可能な状態とする場合（病室として活用可能な状態とする場合）は基準額を上乗せ（令和3年度～）

【基準額】 1床あたり1,935千円 【補助率】 2分の1
（上乗せ時 2,902千円）



建物の処分に係る損失補助

過剰な機能の病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）に係る損失を補助

【基準額】 実費 【補助率】 2分の1



人件費補助

過剰な機能の病床削減に伴う早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額を補助

【基準額】 職員1人あたり6,000千円(上限)

【補助率】 2分の1

